

神奈川大学学位規程（抜粋）

（目的）

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条の規定に基づき、本学が授与する学位について必要な事項を定めるものとする。

（学位の名称）

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士、博士及び専門職学位とし、専攻分野を付記するものとする。

2 前項の規定により付記する専攻分野は別表1のとおりとする。

3 前項に定めるもののほか、修士及び博士について、当該研究科が適当と認めるときは、学位に付記する専攻分野の名称を学術とすることができる。

（学士の学位授与要件）

第3条 学士の学位は、本大学学則の定めるところにより、本大学を卒業した者に授与する。

（学位名称の使用）

第14条 学位の授与を受けた者が学位の名称を用いるときは、本大学名を「学士(法学・神奈川大学)」「修士(法学・神奈川大学)」「博士(法学・神奈川大学)」及び「法務博士(専門職・神奈川大学)」のように付記するものとする。

（学則の準用）

第18条 その他本規程に定めるもの以外は、本大学学則又は本大学院学則の定めるところによる。

（規程の改廃）

第19条 大学に係る本規程の改廃は、評議会の審議を経て、理事会が行う。

2 大学院に係る規程の改廃は、大学院委員会の審議を経て、理事会が行う。

附 則

この規程は、昭和42年4月1日から施行する。

：
(略)

：

附 則（平成24年4月1日改正）

1 本学位規程は平成24年4月1日から施行する。

2 この規程の施行の際、工学部電子情報フロンティア学科に在学する学生については、当該学生が在学する間、なお従前の例による。

：
(略)

：

附 則（平成28年4月1日改正）

1 本学位規程は、平成28年4月1日から施行する。

2 この規程の施行の際、理学研究科情報科学専攻、化学専攻及び生物科学専攻の博士前期課及び博士後期課程に在学する学生については、当該学生が在学する間、なお従前の例による。

別表1（第2条第2項関係）

学部	学科名	学位名称	学部	学科名	学位名称
法学部	法律学科	学士（法学）	理学部	数理・物理学科	学士（理学）
	自治行政学科	学士（行政学）		情報科学科	
経済学部	経済学科	学士（経済学）		化学科	
	現代ビジネス学科	学士（商学）		生物科学科	
経営学部	国際経営学科	学士（国際経営学）	工学部	機械工学科	学士（工学）
外国語学部	英語英文学科	学士（文学）		電気電子情報工学科	
	スペイン語学科			物質生命化学科	
	中国語学科			情報システム創成学科	
	国際文化交流学科		経営工学科		
人間科学部	人間科学科	学士（人間科学）		建築学科	